

## 岩倉市区公会堂建設費等補助金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、区住民の集合の用に供する施設（以下「公会堂」という。）の充実を促進し、区住民の福祉を増進することを目的とする。

### (交付の対象)

第2 公会堂(新しいづみ集会所及び野寄町のミニ集会所を含む。)の新築、増改築（修繕を含む。以下同じ。）又は備品の買替えをしようとする区に対し、その建設等に要する費用のうち、補助金交付の対象として市長が認める費用について補助金を交付する。ただし、学習等共同利用施設の整備事業、流域下水道関連環境整備事業及び愛北クリーンセンター周辺対策事業(愛北クリーンセンター周辺対策事業の公会堂の増改築及び備品の買替えを除く。)において設置又は設置の目的で補助された公会堂等は、この補助金の交付対象としない。

### (補助金の額)

第3 第2の規定により市の行う補助は、予算の範囲内で次に定めるとおりとする。ただし、その補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 新築の場合 工事費の3分の2以内で、3,000万円を補助金の交付限度額とする。
- (2) 増改築の場合 工事費の2分の1以内で、300万円を補助金の交付限度額とする。
- (3) 備品の買替えの場合 備品の買替えに要する費用の3分の1以内で、当該備品の買替えに要する費用が10万円を超えるもの。ただし、補助の対象となる備品は別表に掲げる整理品目とし、詳細は岩倉市地域集会所の設置及び管理に関する条例(昭和56年岩倉市条例第16号)第3条に規定された岩倉市地域集会所又は岩倉市学習等共同利用施設の設置及び管理に関する条例(昭和58年岩倉市条例第17号)第3条に規定された岩倉市学習等共同利用施設において市が所有する備品に準ずるものとする。

### (交付の申請)

第4 補助金の交付を受けようとする区は、交付申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第5 市長は、第4の規定により交付申請書の提出があったときはその内容を審査し適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた区は、区公会堂建設事業等の遂行のため、補助金を必要とするときは、交付決定額の範囲内において補助金の前金払を請求することができる。

（事業内容の変更）

第6 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、速やかに変更交付申請書（様式第3）により市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7 補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8 市長は、実績報告書の提出があったときは、補助事業完了検査を行い、補助金の交付の決定内容及び決定に付した条件に適合すると認めたときは、確定通知書（様式第5）により補助事業者へ通知し、請求書の提出を受けた後、補助金を交付する。ただし、第5第2項の規定により前金払の請求があったときは、交付決定額の範囲内において補助金を交付する。

（交付の決定の取消し又は補助金の返還）

第9 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

(令和3年度における補助金の額の特例)

- 2 第3第2号の規定にかかわらず、令和3年度に限り、公会堂のトイレ手洗い自動水栓化に係る工事費については、その全額を補助金の対象とする。ただし、水栓1か所につき10万円を補助金の交付限度額とする。

(令和5年度における補助金の額の特例)

- 3 第3第2号及び第3号の規定にかかわらず、令和5年度に限り、省エネ電気設備(経済産業省が定める日本産業規格C9901に基づく省エネ基準達成率が100パーセント以上の家庭用のエアコン、電気冷蔵庫、テレビ及び照明器具(業務用にあつては、製造業者等が同等の省エネ効果を保証するもの)をいう。)への更新に係る経費の補助は、予算の範囲内で次に定めるとおりとする。

(1) 補助金の交付の対象となる省エネ電気設備(以下「対象設備」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 新品であること。

イ 令和6年2月末日までに設置が完了すること。

(2) 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は、対象設備の購入及び設置に要する費用(既設設備の撤去及び処分に係る費用を含む。)とする。

(3) 補助金の額は、次に掲げる額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア 工事を伴う場合(家庭用のエアコンを設置する場合など取付工事のみの場合を除く。) 補助対象経費の4分の3以内で、1施設につき75万円を補助金の交付限度額とする。なお、補助対象経費が100万円を超えるときは、その超える部分について、第3第2号の規定を適用して得た額(300万円を上限とする。)を交付限度額に加算して交付する。

イ ア以外の場合 補助対象経費の3分の2以内で、1施設につき20万円を補助金の交付限度額とする。なお、補助対象経費が30万円を超えるときは、その超える部分について、第3第3号の規定を適用して得た額を交付限度額に加算して交付する。

(4) 補助金の交付は、前号ア及びイそれぞれ1施設につき、1回限りとする。なお、補助金の交付の申請は、複数の対象設備を合わせて申請することができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

別表（第3關係）

整理品目	黑板、文房具、車両、測量・測定観測器、諸器具機械、体育用諸器具、視聴覚機器類、机、椅子、戸棚、棚、箱、黑板標札、冷暖房機類、装飾品、寝具夜具、雑品
------	---

様式第 1 (第 4 関係)

年 月 日

岩倉市長 殿

区名

区長名

岩倉市区公会堂建設費等補助金交付申請書

岩倉市区公会堂建設費等補助金交付要綱第 4 の規定に基づき、区公会堂建設費等に係る補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容

(1) 補助事業名

(2) 補助事業の目的

(3) 補助事業費 円

(4) 施行の住所

(5) 施行期間

2 添付書類

(1) 見積書 (写し)

(2) 収支予算書 (別紙)

(3) 位置 図

(4) 平面 図

(5) 補助事業用地の登記簿謄本 (借地の場合は公会堂設置承諾書)

(6) 公会堂建設等を決議した区会等の総会議事録

別紙

収 支 予 算 書

1 収入

(単位:円)

区 分	金 額	説 明
岩倉市区公会堂建設 費等補助金		
合 計		

2 支出

(単位:円)

区 分	金 額	説 明
補 助 対 象 経 費		
小 計		
対 象 外 経 費		
小 計		
合 計		

- 備考 1 本事業に要する収入及び支出を記載してください。
- 2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第2（第5関係）

第 号

様

年 月 日付けで申請のあった区公会堂建設費等補助金については、岩倉市区公会堂建設費等補助金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり交付する。

年 月 日

岩倉市長

記

- 1 補助金交付決定額
- 2 補助の条件 補助事業目的以外に使用しないこと。
- 3 留意事項

様式第3（第6関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

区名

区長名

岩倉市区公会堂建設費等補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助事業の内容を変更したいので、岩倉市区公会堂建設費等補助金交付要綱第6の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の内容を変更しようとする理由
- 2 変更しようとする補助事業の内容及び補助金額

	内 容	補助金額
変更前		
変更後		

- 3 添付書類
  - (1) 変更事業費見積書
  - (2) 変更平面図

様式第4（第7関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

区名

区長名

岩倉市区公会堂建設費等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定された区公会堂建設費等補助金に係る補助事業が完了したので、岩倉市区公会堂建設費等補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 金 円

2 補助事業に要した経費 円

	事業費	補助率	補助金額
交付決定分	円		円
実績分	円		円

3 添付書類

- (1) 岩倉市区公会堂建設費等補助金に係る収支精算書（別紙）
- (2) 契約書及び領収書の写し

別紙

岩倉市区公会堂建設費等補助金に係る収支精算書

1 収入

(単位:円)

区 分	金 額		未収入額	説 明
	当初	収入済額		
岩倉市区公会堂建設費等補助金				
合 計				

2 支出

(単位:円)

区 分	金 額		不用額	説 明
	当初	支出済額		
補助対象経費				
小 計				
対象外経費				
小 計				
合 計				

- 備考 1 本事業に要した収入及び支出を記載してください。
- 2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様

補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました岩倉市区公会堂建設費等補助金については、岩倉市区公会堂建設費等補助金交付要綱第 8 の規定に基づき下記のとおり補助金の額を確定します。

年 月 日

岩倉市長

記

- 1 補助金の確定額 金 円也
- 2 別紙請求書を 10 日以内に提出してください。

請 求 書

金 円也

ただし、岩倉市区公会堂建設費等補助金として上記の金額をお渡し  
ください。

年 月 日

住所

氏名

岩倉市長 殿

振替先金融機関名	預金の種類	口座番号	口座名義人 (フリガナ)
	1 普通 2 当座 3 貯蓄		